

5Gアンテナ基地局設置にかかるQ&A

- Q ワンストップ窓口の営業時間を教えてください。
- A 電話等による問合せは、平日8時30分から午後5時15分までの間に対応します。メールによる問合せは常時受け付けていますが、上記時間帯を過ぎたものについては、翌開庁日以降に内容を確認の上、回答します。
- Q 「5Gアンテナ基地局」には、4Gアンテナ基地局も含まれますか。
- A 4Gアンテナ基地局も含まれます。
- Q 従来の行政財産使用許可等の手続きとの変更点はなんですか？
- A ①市の公有財産をデータベース化し、ホームページに公表したこと、②通信事業者等からの問い合わせ窓口が一本化されること、③現地調査前に詳細な情報を各通信事業者等に提供すること、④各通信事業者等の意向を取りまとめた上で現地調査を行う点が、新たな取組です。現地調査から行政財産使用許可までの手続き自体は従来と変更はありません。また、使用料や設置等に係る優遇措置もありません。
- Q 複数の通信事業者等から特定の公有財産に重複して設置希望があった場合はどうするのでしょうか？
- A 現地調査を可能な限りまとめて実施します。各通信事業者等の現地調査の意向を事業者間で共有した上で、同じ場所の現地調査を希望する場合は一緒に御対応をお願いします。設置場所等については、現地調査等を経て、事業者間で調整の上、使用許可の申請を行い、施設所管課において設置の可否を判断します。
- Q 今後追加予定の公有財産はありますか？
- A 現在未掲載の公有財産については、整理等を行い、追加される可能性があります。
- Q 掲載されていない公有財産へは設置できないのでしょうか？
- A アンテナ基地局設置に不相当とした公有財産については掲載していません。掲載されていない公有財産への設置についても、御相談いただくことは可能ですので、まずはワンストップ窓口へお問合せください。
- Q ワンストップ窓口設置前に、既にアンテナ設置に係る調整が進んでいる場合はどうしたらよいですか？

- A 既に現地調査に係る調整（※フロー図⑤以降）まで進んでいるものは、引き続き進めていただいても構いません。事前相談にとどまる（※フロー図④以前）案件は、改めてワンストップ窓口において対応しますので、御連絡をお願いします。
- Q 自社の4Gアンテナ基地局が既に設置されている公有財産について、追加で5Gアンテナ基地局の設置を希望する場合はどうしたらよいですか？
- A 設置場所や方法によって、行政財産使用許可の変更申請が必要な場合と新規申請が必要な場合があります。設置を予定している機器及び設置方法について、ワンストップ窓口にご連絡をお願いします。